第3回空き公共施設等貸付物件情報 質問・回答

質問 (No. 1)	回答 (No. 1)
土地は評価額の 1.5% 具体的な金額は? (土地の広さが何㎡かなど)	市ホームページ第3回空き公共施設等 貸付物件情報に記載のとおりです。 https://www.city.nanao.lg.jp/ kikaku-s/aki.html 年間貸付料は約210,000円です。 貸付面積は6,069㎡です。
質問 (No. 2)	回答 (No. 2)
光熱水費、維持管理費用等 ・具体的な数値(基本料金など)は? ・校舎のセキュリティは電気か? ・施設の一部を使わない場合、電気や 水道を分配し使わない部分を止めてお くことは許可されるのか	・施設運営時(平成29年度)の管理費は以下のとおりです。 電気料金:年間200万円程度 水道料金:年間30万円程度 ガス料金:年間45万円程度 灯油:年間30万円程度 浄化槽維持管理:年間10万円程度 消防設備保守:年間5万円程度 電気保安管理:年間15万円程度 機械警備:年間50万円程度

	・施設の一部を使わない場合、電気や水 道を分配し、使わない部分を止めておく ことはできます。それに伴う費用は利活 用事業者の負担となります。
質問 (No. 3)	回答 (No. 3)
「契約の前に施設の状態を市及び法人等が確認し~」 この意味は? ハードの整備が必要な場合どちらが負担か?	施設は現状のまま貸し付けとなります。 施設の状態把握のため、市と法人等とで 状態確認を行います。 ハード整備や維持管理等すべての費用 は、利活用事業者の負担となります。
質問 (No. 4)	回答 (No. 4)
「改修費用については原則、法人等の 負担」 現状で既に故障している部分(雨漏り や水道管の漏れなど)についても法人 等が負担なのか?	施設は現状のまま貸し付けとなります。 現状、故障している部分を修繕する場合、利活用事業者の負担となります。
質問 (No. 5)	回答 (No. 5)
貸与期間の更新について 更新時に値上がり(値下がり)はある のか?	貸付期間の更新時は、改めて固定資産税 評価額に基づいて算定することとして おり、貸付料は変動します。 (更新時に値上がりや値下がりする場 合があり得ます。)

質問 (No. 6)	回答 (No. 6)
貸付部分について グラウンドも借りることはできるの か?	貸付範囲は、貸付物件情報に記載のとおりであり、グラウンド(屋外運動場)は含まれておりません。別途、普通財産借受申請が必要です。
質問 (No. 7)	回答 (No. 7)
提出書類について ⑥地域との合意形成同意書はなぜ必要 なのか? 借りる側の法人のみが地域と連携を取 るのか? (市の仲介で当地との協議はしないの か)	利活用にあたっては、住民の意向を最大限尊重することとしているため、地域との合意形成同意書を必要としております。 ※七尾市空き公共施設等の利活用のための基本方針 2基本的な考え方より 事業実施にあたっては、事業者(法人等)が中心となります。このため事業者(法人等)が中心となり、地域との連携を図ることとしております。
質問 (No. 8)	回答 (No. 8)
食品工場として利用可能か? (用途変 更可能か)	建築基準法、消防法等に抵触しない範囲で用途変更可能です。 ※原則、契約終了時に原状回復が必要(要相談)です。

質問 (No. 9)	回答(No. 9)
内装は取り外ししますので、スケルトンでの返却引き渡しになるのですが問題ないでしょうか?	原則、契約終了時に原状回復が必要(要相談)です。
質問 (No. 10)	回答(No. 10)
工場として煙突、上下水道改造、天井、 壁の撤去など改造を予定しています。 問題ありませんか?	建築基準法、消防法等に抵触しない範囲で可能です。
質問 (No. 11)	回答(No. 11)
出来れば長くおつきあいしたく5年以上の可能性はありますか?	申請により契約更新可能です。
質問 (No. 12)	回答(No. 12)
購入に関しては検討可能でしょうか?	本公募では購入できません。